

## 近畿厚生局長への届出等

当病院は、保険医療機関であり診療報酬（医療費）の算定にあたり、次の内容について各施設基準に適合している旨、近畿厚生局長へ届出を行い実施しています。

### ◎ 精神病棟入院基本料 区分15対1（看護補助加算1）

当病院は、入院診療計画の基準、院内感染防止対策の基準、医療安全管理体制の基準、褥瘡対策の基準、及び栄養管理加算の各基準に適合しているものとして、該当する5病棟259床について、精神病棟入院基本料15対1の届出を近畿厚生局長に行っています。具体的には、1日に36人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と18人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は24人以内です。

### ◎ 精神療養病棟入院料

当病院では、該当する2病棟105床について精神療養病棟入院料の施設基準に適合しているものとして、近畿厚生局長に届出しています。1日に24人以上の看護要員（看護師及び看護補助要員）が勤務しており、その内の5割以上が看護職員、（又看護職員の2割以上が看護師）による勤務となっています。

尚、当病院は精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関として、GAF尺度による判定が30以下の状態にある患者様についてのみ「重傷者加算1」の算定を行っています。

### ◎ 入院時食事療養（1）

当病院は、入院時食事療養（1）の基準に適合するものとして、近畿厚生局長に届出を行い、管理栄養士による管理の下で適時（夕食は午後6時以降）、適温にて御食事を提供しています。

### ◎ 精神科応急入院施設管理加算

当病院は、精神保健福祉法53条の4第1項に基づく奈良県知事による応急入院指定病院の指定を受け、当該施設基準に適合するものとして、近畿厚生局長に届出を行っています。尚、応急入院は専ら医学的判断のみにより入院が決められることから、現に適正な運用に努めています。

### ◎ 精神科作業療法

当病院は、専用の作業療法室を有し、専門の作業療法士による指導のもと、地域への復帰支援の一環として様々な体験の場を提供しています。

### ◎ 薬剤管理指導料

当病院は、常勤の薬剤師を2名以上配置し、当該施設基準に適合するものとして、近畿厚生局長に届出を行い、入院されている個々の患者様に対し、投薬又は注射の薬学管理指導（適切な指導・助言）を行っています。

### ◎ 後発医薬品使用体制加算1（後発医薬品の採用割合が90%以上）

当病院は、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果として後発医薬品の採用を決定する体制が整っている保険医療機関として後発医薬品の使用に取り組んでいます。

尚、院内において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量が90%以上となっています。

### ◎ 精神科デイ・ケア、ショート・ケア「小規模なもの」

当病院は、専用のデイ・ケア施設を有し、医師、看護師、精神保健福祉士等の配置のもと、医療の一環として、地域復帰に向けての様々な支援の場を提供しています。

その他、「精神科身体合併症管理加算」「医療保護入院等診療料」「救急医療管理加算」「精神科救急搬送患者地域連携受入加算」「夜間休日救急搬送医学管理料」「療養環境加算」及び「CT撮影」について当該各施設基準に適合するものとして、近畿厚生局長に届出を行っています。

以上（令和5年1月1日現在）